



あふれる笑顔のまち村上



令和4年度 村上市住宅用太陽光発電 システム設置費補助金

令和4年
申込期間 6月 1日（水）から
6月30日（木）まで

※受付は土日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
※申込期間以外、募集延長はいたしません。

市では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用による地球温暖化対策を推進するため、自らの住居に太陽光発電システムを設置される方に設置費用の一部を補助します。

令和4年度の募集を行いますので、希望される方はお申し込みください。

○ 補助対象設備

補助の対象となる発電システムは、住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 住宅の屋根等への設置に適したものであること
- (2) 低圧配電線と逆流有りで連系したものであること
- (3) 太陽電池モジュールが中立かつ公正な第三者機関による認証を受け、その性能及び安全性に対する高い信頼性が実証されたものであること
- (4) 設置前において未使用品であること
- (5) リース契約による発電システムでないこと

○ 補助対象者

補助金の交付対象者は、次の(1)(2)のいずれかおよび(3)～(6)のすべての条件を満たす方

- (1) 市内に居住または居住しようとする方で、既存戸建住宅または新築戸建住宅に発電システムを設置する方（併用住宅の場合は、住居部分の延床面積が1/2以上であること）
- (2) 市内に居住または居住しようとする方で、発電システムが設置された建売住宅を購入する方
- (3) 申請時において、市税等を滞納していない方
- (4) 自ら電力会社と電力受給契約を結ぶ方
- (5) 補助金の交付を受けようとする住宅を自ら所有する方または所有する方と生計を一にする方
- (6) 過去にこの補助金の交付を受けていない方
- (7) 令和5年2月28日までに実績報告書を提出できる方（期限内に実績報告書を提出できない方は、交付決定が取り消される場合がありますのでご注意ください）

○ 補助金額

市内の業者に発注する場合 太陽電池1kWあたり100,000円(上限400,000円)

市外の業者に発注する場合 太陽電池1kWあたり 80,000円(上限320,000円)

- ・ 補助金額算定の根拠となる設備容量は、kW単位で小数点第三位以下を切り捨てた値となります。
(例：(実際の)設備容量3.286kW→(補助対象となる)設備容量3.28kW)
- ・ 算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てた額が補助金額となります。

○ 申込方法

- ・ 申請書に必要事項を記入し、指定する書類を添えて本庁環境課または各支所地域振興課窓口へ直接提出してください。電話やFAX、メール、郵送での申請は受け付けておりませんのでご注意ください。
- ・ 発電システムを設置する前に申請してください。
(申請前に設置された場合は対象外)
- ・ 申請書の様式は窓口でも配布しておりますが、市のホームページからもダウンロードできます。

村上市ホームページ <http://www.city.murakami.lg.jp/site/eco/shinene-solor-r04.html>



村上市HP
QRコード

○ 申込受付

- ・ 申込受付期間：令和4年6月1日（水）から6月30日（木）まで
- ・ 申込受付時間：土日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 申込み多数で予算枠を超えた場合は抽選となります。（令和4年度補助金予算枠：440万円）
なお、申込受付期間内に予算枠を超えなかった場合でも、募集の延長はいたしません。
- ・ 書類不足や印鑑の誤り等の不備があった場合は、受け付けることができませんのでご了承ください。

○ 手続きの流れ



① 交付申請

交付申請は設置工事に着工する前（設置済の建売住宅を購入される方は引き渡しを受ける前）に「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書」（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 発電システム設置予定の位置図（住宅地図等）
- (2) 発電システム設置予定住宅及び屋根等を示す現況写真
- (3) 発電システムの形状、規格等が確認できるカタログ等の写し
- (4) 施工者を確認できる契約書（内訳がわかるもの）の写しまたは見積書の写し（見積書は現地確認のうえ精査されたもの）
- (5) 市税の納税証明書（住宅用太陽光発電システム補助金申請用）

② 関係機関への申請・契約等

- (1) 電力事業者へ接続検討の申し込み、契約
- (2) 経済産業省（代行申請機関、JPEA代行申請センター）へ認定の申請、認定通知の受領

※ 認定を申請し通知を受けるまでにかなりの時間を要しますのでご注意ください。



③ 設置工事の着手

・必ず「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書」受領後に設置工事をする（設置済の建売住宅を購入される方は、住宅の引き渡し受けること）

※ 降雪等の自然現象による実績報告書の遅延は認められませんのでご注意ください。

④ 電力事業者との協議

- (1) 電力事業者へ特定契約の申し込み、契約
- (2) 電力事業者との特定契約を締結後、連系工事を施工・完了後、受給契約確認書の受領

※ 年度末に近づくとつれて系統連系の工事は混みますのでご注意ください。



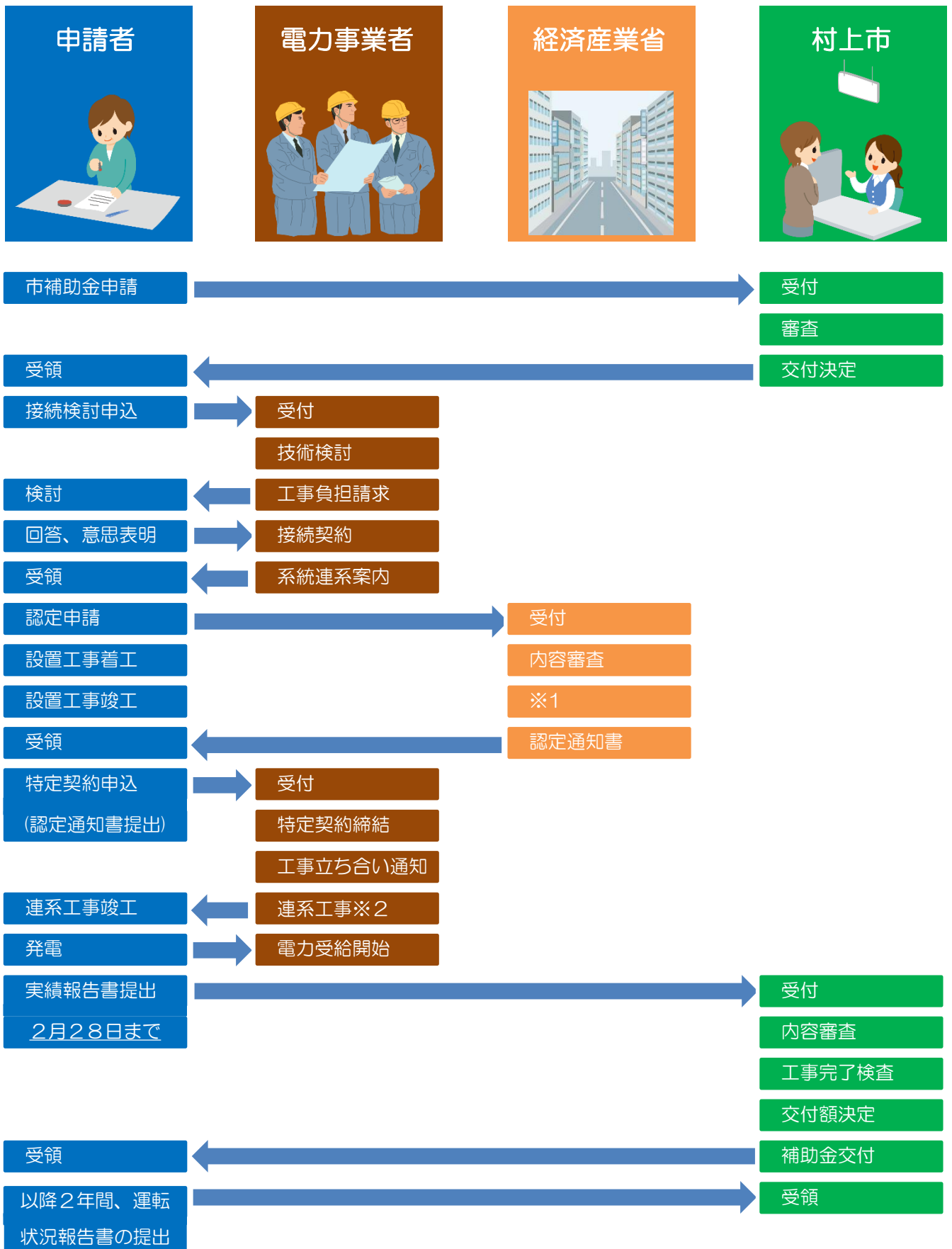
⑤ 実績報告の提出

実績報告は、電力事業者の連系工事が完了した日（設置済の建売住宅を購入される方は、住宅の引き渡し日）の翌日から15日以内、または令和5年2月28日のいずれか早い日までに「住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業実績報告書」（様式第6号）に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 発電システムの設置に要した経費に係る領収書と内訳書の写し
- (2) 発電システムの設置状況を示す写真（パソコン、分電盤も含む。また屋外設備は交付申請時と同じ位置で撮影すること）
- (3) 電力会社との受給契約確認書の写し

※ 提出期限が過ぎた場合、交付決定が取り消される場合がございますのでご注意ください。

○ 補助金申請から交付されるまでの流れ



※1 認定の申請から通知を受けるまでにはかなりの時間を要します。余裕のあるスケジュールで取り組んでください。

※2 年度末に近づくにつれて系統連系の工事は混みますのでご注意ください。

○ その他

- ・ 本補助金を受けて太陽光発電システムを設置した方には、設置した翌月から2年間の利用状況（簡易なもの）を報告していただきます。
- ・ いただいた情報は、太陽光発電システム普及の啓発等に活用させていただきます。

○ よくある質問 Q&A

Q. 補助対象システムの要件にある「逆潮流有り」とは、どういう意味ですか。

A. 自家発電側で発電した電力が自家消費する電力より多くなったとき、余った電力（余剰電力）を電力会社の線側に戻すことを逆潮流といいます。

Q. 対象設備をすでに設置済みまたは工事中の場合は補助対象になりますか。

A. 補助金の交付決定を受けたあとで工事に着手するものが対象となりますので、すでに設置済みまたは工事中の場合は補助対象になりません。なお、対象設備が設置された建売住宅の場合は、交付決定を受けたあとに住宅の引き渡しを受けてください。

Q. 太陽光発電を増設した場合は対象になりますか。

A. 増設した分については対象となります。なお、過去に本補助金を受けて設置した設備の増設は**対象となりません**。

Q. 太陽電池の最大出力が4kW以上の太陽光発電システムを設置しても補助金の交付は受けられますか。

A. 太陽電池の最大出力が4kW以上でも補助金の交付を受けることができます。ただし、補助金の上限額を定めておりますので、算定して限度額を超える場合（4kW以上）でも補助金交付額は限度額までとなります。

Q. 太陽電池の最大出力は、太陽光モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの出力と違う場合、どちらで申請すればよいのですか。

A. 太陽光モジュールの公称最大出力の合計値で交付申請してください。

Q. 集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合は補助金の対象となりますか。

A. 戸建住宅と併用住宅（住居部分の床面積が1/2以上）が対象となり、集合住宅は**対象となりません**。

Q. 貸家や売り家に太陽光発電システムを設置する場合は補助金の対象となりますか。

A. 対象となる住宅は、所有者（申請者）が自ら居住する住宅となります。賃貸や売却を予定している住宅は**対象となりません**。また、マンションも**対象となりません**。

Q. 太陽熱利用システム（太陽熱温水器、ソーラーシステム）は対象となりますか。

A. 太陽熱利用システムは本補助金の**対象となりません**。

Q. 実績報告書は令和5年2月28日までに提出しなければいけないのでしょうか。

A. 本補助金の交付決定を受けた方は、必ず令和5年2月28日までに工事を完了し実績報告書を提出してください。期限を越えてしまうと補助金を受けることができませんのでご注意ください。

Q. 交付決定通知を受けてから、申請した内容を変更したいときはどうなりますか。

A. 変更の大小にかかわらず、必ず事前にご相談ください。事前協議や変更交付申請書の提出が無い状況で内容を変更した場合は、補助金の交付を受けられない場合があります。

Q. 交付決定通知を受けてから、申請した太陽光モジュールの最大出力を変更する場合、補助金額はどうなりますか。

A. 交付決定後、最大出力の変更（増加）に伴う補助金の増額はいたしません。なお、最大出力の減少に伴い補助金が増額（減額）する場合は、速やかに補助金変更交付申請書（様式第4号）を提出し、変更交付決定を受けてください。（変更後の最大出力で算定した額が補助金額となります。）

Q. その他の「利用状況」の報告はどのように行うのですか。

A. 設置した翌月から2年間、毎月分の電力量（発電量、売電量、買電量）を報告していただきます。市から配布する用紙に記入し、年度ごとにまとめて4月末に報告してください。

Q. 要綱では太陽電池モジュールが第三者機関による認証が条件となっていますが、添付書類で確認するのですか。

A. 交付申請書の添付書類「カタログ等の写し」で確認します。

Q. 市外からの転入予定者の場合、納税証明書はどうなるのですか。

A. 納税証明書の添付は不要です。

Q. 申請者名と受給契約確認書の氏名、また口座振込先の名前が違う場合はどうなりますか。

A. 申請から実績報告、口座振込先氏名等、添付資料を含めすべてにおいて同一人物でなければなりません。設置工事を共同名義で行う場合は、申請書や添付書類の記載も共同名義としてください。やむを得ず申請者以外の口座や契約名義にする場合は、申請者と同居し、生計を一にする証明として住民票を添付してください。

Q. 住宅に隣接する小屋、倉庫、カーポートに設置し、発電した電力を当該住宅において使用する場合は該当になりますか。

A. 該当しますが、あくまでも発電した電力を当該住宅で使用し、低圧配電線と逆潮流有りて連系したものに限りです。

Q. 現地調査はありますか。

A. 補助金の交付にあたり、設置状況の確認のため、必要に応じて現地調査を行います。

その他、不明な点については村上市ホームページをご覧ください。担当までお問い合わせください。



お問い合わせ先

村上市 環境課 環境政策室

電話 0254 (53) 2111 (代表) E-mail kankyo-en@city.murakami.lg.jp